

指定特定（障害児）相談支援事業所 管理者 各位

江別市健康福祉部障がい福祉課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る  
計画相談支援等の実施について（通知）

日頃より、本市障害福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。  
また、今般の新型コロナウイルス感染症対策にご尽力を賜り、重ねて御礼申し上げます。  
さて、相談支援事業所において、新型コロナウイルス感染症への対応等による計画（障害児）相談支援については、下記のとおり実施していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

**1 サービス等利用計画の実施状況等の把握（モニタリング）の実施について**

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、計画（障害児）相談支援の対象者の入所施設等に訪問等ができない場合、サービス等利用計画の実施状況等の把握（モニタリング）について、下記の（1）から（3）のいずれかに該当する場合などは、電話により本人又は家族へ確認したことを記録することをもって行うことを可能とします。

なお、（1）から（3）は、あくまで例示であることから、電話によるモニタリングの実施可否に疑義がある場合には、個別に当課まで照会願います。

**《電話によるモニタリングが可能な例》**

- （1）施設入所支援、共同生活援助等（以下「入所施設等」という。）の計画相談支援対象の入所先において、入所施設等が新型コロナウイルス感染拡大防止の方針から、訪問者との面会を制限している場合
- （2）計画相談支援対象者又は障害児相談支援対象保護者（以下「対象者等」という。）に既に発熱等の症状が見られる場合
- （3）対象者等が妊婦である等、感染等のリスクについて相談支援専門員との面談を強く拒否している場合

**2 上記1の取扱いに係る留意事項**

- （1）上記1の取扱は、入所施設等又は対象者等から申出があった場合にやむを得ずに行うものであり、電話によるモニタリングを推奨するものではありません。また、相談支援専門員から、電話によるモニタリングを促すような取扱をすることのないようお願いいたします。

（裏面に続く）

- (2) 電話によるモニタリングは、本人又は家族から直接確認した場合に認められます。  
そのため、施設職員のみからの聴取では、モニタリングとは認められません。
- (3) 電話によるモニタリングを実施した場合には、必ずその旨をモニタリング報告書に記載してください。

### 3 本通知の取扱期限

令和2年3月25日（水）までとする。

※2月中に実施を予定していたモニタリングを3月25日（水）以降に実施することが可能である場合には、モニタリングの実施時期を変更して実施して差し支えありません。

※期間の変更等があった場合には、別途通知いたします。

### 4 訪問により計画相談支援等を実施する場合の留意事項

新型コロナウイルスの感染について、対象者等から相談があった場合には、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について（令和2年2月17日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）を踏まえた適切な助言等をお願いします。

また、訪問にあたっては訪問の前後における手洗いやうがい、マスクの着用、咳エチケットの徹底等、感染機会を減らすための対応を行うようお願いします。

### 5 添付資料（参考）

- (1) 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について（令和2年2月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）」
- (2) 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年2月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）」
- (3) 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を踏まえた対応について（令和2年2月17日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）」

(障がい福祉係)